

令和4年度 スポーツ産業の成長促進事業

「スポーツ×テクノロジー活用推進事業」

公募要領

1. 事業名

令和4年度 スポーツ産業の成長促進事業「スポーツ×テクノロジー活用推進事業」

2. 事業の趣旨

近年、DXの導入や最新のテクノロジーを活用した動画配信、遠隔地観戦等の取組が拡大するとともに、ブロックチェーン技術を活用したNFTやクラブトークンなどの新しいサービスが創出されてきている。テクノロジーの活用は、スポーツをより身近に感じることができる機会を提供したり、スポーツの付加価値を高めたりするだけでなく、新たな収益源となるものである。コロナ禍においては、このような動きは急拡大してきており、我が国においても早急な対応が必要である。

本事業では、このような状況を踏まえ、スポーツの場におけるDXやテクノロジーの活用について、国内外における現状や優れた取組等を広く調査するとともに、活用事例創出のための実証事業、デジタル技術の活用により高価値化しているスポーツデータの取り扱いの整理等を行い、スポーツ界に再び活気を取り戻し、テクノロジーの力でスポーツ産業を成長促進していくことを目的に、具体的に以下4つの事業を行う。

- (1) スポーツ×テクノロジー活用調査事業
- (2) スポーツの場におけるDX推進等支援事業
- (3) スポーツデータを取り扱うルール検討調査事業
- (4) 民間投資促進のためのスポーツデータの可視化検討調査事業

3. 事業内容、事業実施期間、事業規模、委託先、採択予定件数

以下の(1)～(4)に掲げる事業を実施するものとする。

(1) スポーツ×テクノロジー活用調査事業

【事業内容】

スポーツの「する」場面におけるテクノロジーの活用事例等について国内外の優良な取組を調査・分析する。具体的には以下調査内容に掲げる事項について事例を調査し、その結果を体系的に整理し、報告書、及び事例集を作成する。

調査内容

- ・スポーツの「する」場面におけるテクノロジーの活用事例を調査する。
- ・競技の強化・普及・育成の各場面において、テクノロジーを駆使したデータ収集・活用などによってスポーツの実施につながっている取組やスポーツ団体の収益源確保に資する取組などを中心に調査するものとするが、その際は、年齢層やプロ・アマなど対象別に整理するとともに、安全で効率的な指導を担保するツールとしてテクノロジーやデータを活用している事例など、スポーツ界が現在直面している課題の解決に資する効果をもたらす事例についても調査・整理を行うこと。
- ・海外の総合型スポーツクラブにおける、利用者の利便性向上のためのデータ活用の実態調査。

※国内外の優良な取組の調査に当たっては、WEB調査や現地調査（関係団体へのヒアリングを含む）など効果的な調査方法で実施することとし、分析に当たっても、データ等を用いた多面的な分析となるよう工夫すること。

※事例集の作成に当たっては、取組の主体、競技、場面、取組のポイントや効果等の要素がわかるようにし、見やすいレイアウトになるよう工夫を行うとともに、見る人にとってわかりやすい事例集となるような仕様とすること。

※海外調査については新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて適宜オンラインツールなどを活用すること。

※調査対象国等については、原則、欧米、オーストラリアとするが、他に対象候補について適した国があれば企画提案書に記載すること。

※調査については適宜、スポーツ庁と相談の上進めること。

【事業期間】

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

【事業規模】

1件当たり15,000千円程度

【採択件数】

1件（予定）

【委託先】

法人格を有する団体

（2）スポーツの場におけるDX推進等支援事業（二次公募）

【事業内容】

DX導入や最新のデジタル技術等の活用し、試合や大会等の場面での新しい観戦体験を提供する取組や、NFTやクラブトークン等によるファンエンゲージメントを高める取組、DXを取り入れた団体等の収益構造改革に資する取組等について、実証事業を行い、その成果を報告書としてまとめる。

※原則、単に試合映像を配信する取組や、既存のNFTプラットフォームを利用したサービス、マルチアングル映像化といった既に各スポーツ団体等において導入されているものについては対象外とするが、新規性や横展開に資する場合については対象となるため、その内容を申請書に記載すること。

※ライト層のファンの取り込みなど競技の魅力や収益の向上を図るため、最新のデジタル技術等を活用した先進的な取組について支援を行うものとする。

※必ずスポーツ団体と連携した取組とすること。

※成果報告書には他競技に広く横展開するに当たっての課題や方策を記載すること。

※国が行う他の補助事業等との併用は認められない。

【事業期間】

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

【事業規模】

1件当たり40,000千円程度

【採択件数】

1件（予定）

【委託先】

法人格を有する団体

(3) スポーツデータを取り扱うルール検討調査事業

【事業内容】

スポーツ活動からとれるデータは健康増進につながるものから興行振興につながるものまで多種多様であり、ルール検討を行う際にはスポーツデータ別に整理しその活用について検討する必要がある。そのため、まずは以下ア・イに示す項目について文献調査及び現地へのヒアリング等を行い報告書にまとめる。

ア 現況調査

- (ア) 諸外国におけるスポーツ DX 関連施策（行政機関による支援制度等）
- (イ) 諸外国のスポーツにおけるデジタル技術やデータ利活用を促進する政策に関し、
 - ①行政機関が保有するスポーツデータ（主にビジネス活用を目的としたもの）
 - ②スポーツにおけるデジタル技術やデータ利活用の促進に資するガイドライン、及びデータ標準や基準（ビジネスに活用するデータをどう位置付けているのか）

イ 国内外における関係者ヒアリング

- (ア) スポーツ政策の専門家
- (イ) 先進技術やビックデータなどのデジタル技術を活用したビジネスを行っている実務者

※調査に当たっては、柔軟かつ迅速に対応できる人員体制を整えるとともに、調査の趣旨等を踏まえた効果的で多面的な視点からの調査となるよう工夫を行うこと。

※海外調査については新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて適宜オンラインツールなどを活用すること。

※調査対象国等については、原則、欧米、オーストラリアとするが、他に対象候補について適した国があれば企画提案書に記載すること。

※調査については適宜、スポーツ庁と相談の上進めること。

【事業期間】

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

【事業規模】

1件当たり 20,000 千円程度

【採択件数】

1件（予定）

【委託先】

法人格を有する団体

(4) 民間投資促進のためのスポーツデータの可視化検討調査事業

【事業内容】

国内におけるプロリーグ、及び中央競技団体が取り扱うスポーツデータ等を整理し、それらに係る商流及び商慣行の実態把握、及び海外比較等を行うことにより、スポンサーなど、民間企業の投資促進につながるスポーツデータの活用事例、及びスポーツデータ等の

活用により創出される付加価値，及び社会的価値の検証を行う。具体的には以下調査内容に掲げる事項について事例を調査し，民間投資促進のための方策を検討する。

調査内容

- ・国内外における商流・商慣行の実態把握を行い，民間企業に対する投資促進につながるスポーツデータの活用事例等を調査する。海外との商流・商慣行を比較し，国内で展開する際の課題を整理する。なお，プロリーグ・中央競技団体の商流及び商慣行把握のため，国内外のリーグや協会等へのヒアリングを行う。

※海外調査については新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて適宜オンラインツールなどを活用すること。

※調査対象国等については，原則，欧米，オーストラリアとするが，他に対象候補について適した国があれば企画提案書に記載を行うこと。

※調査については適宜，スポーツ庁と相談の上進めること。

【事業期間】

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

【事業規模】

1件当たり20,000千円程度

【採択件数】

1件（予定）

【委託先】

法人格を有する団体

（1）～（4）共通の事業

○事業報告書の作成

以下の①及び②の事業を実施するものとする。

① 委託事業完了（廃止等）報告

本事業の完了後，委託事業完了（廃止）報告書を，終了した日から10日を経過した日，又は契約満了日のいずれか早い日までに提出すること。

② 成果報告

本事業の完了後，10日以内に委託事業成果報告書を電子データで提出すること。
ただし，電子データでの提出が困難な場合は，書類等での提出も認める。

※応募は上記（1）～（4）の事業ごとの応募とするが，複数事業に応募することも可能とする。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，同条中，特別の理由がある場合に該当する。

（2）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 公募説明会の開催

開催日時：令和4年9月7日（水曜日）15時00分

開催場所：東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 文部科学省16F3会議室

参加方法：来訪及びzoomアプリによるオンライン参加（各自選択・併用可）

参加人数：応募を検討する団体等は、一者につき来訪とzoom利用あわせて最大4名の参加が可能です。ただし、来訪は2名までとします。なお、会場の収容能力の上限に達した段階で来訪希望者の受け付けを締め切る場合があります。その場合はzoomを利用すること。

参加申込：説明会に参加を希望する者は、事前に登録を行うこと。

申込方法：令和4年9月6日（火曜日）13時までに、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当付産業連携係宛に、所属、参加者氏名を明記の上、メール（アドレス：sminkan@mext.go.jp）にて申し込むこと。その際、件名は「【説明会申込】令和4年度スポーツ×テクノロジー活用推進事業公募説明会」とすること。

※zoomによる参加者に対しては、追って担当者より参加用のURLとパスワードを送付します。

7. 企画提案書等の提出方法等

（1）提出書類

①企画提案書

以下、応募する事業ごとに指定の様式による提案書を作成・提出すること。

（1）スポーツ×テクノロジー活用調査事業…（別紙様式1-1）

（2）スポーツの場におけるDX推進等支援事業…（別紙様式1-2）

（3）スポーツデータを取り扱うルール検討調査事業…（別紙様式1-3）

（4）民間投資促進のためのスポーツデータの可視化検討調査事業…（別紙様式1-4）

②団体の概要

要覧・会社案内等、役員名簿（様式自由）を提出すること。

③最新の財務諸表等の資料

④誓約書（別紙2）

⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し。

（2）提出場所及び問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番2号

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付産業連携係

TEL：03-5253-4111（内線3944）

FAX：03-6734-3792

e-mail：sminkan@mext.go.jp

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】スポーツ×テクノロジー活用推進事業（上記3（1）～（4）に掲げる事業名）の公募について」とし、電子メールで送付すること。電話での受付は行わない。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

（3）提出方法

①用紙サイズはA4判、横書きとする。

②電子メールによる提出とし、上記（１）に掲げる①～⑤までの書類について、電子データを上記（２）に示すメールアドレスまで送付すること。

③電子メールの件名は「(事業名) _ (法人名)」とすることとし、添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きく送信制限がかかる場合は、複数回に分けて送信することも可とする。その場合は、件名の最後に送信回数を記載すること。

※電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

※受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

（４）提出期限

令和４年９月２２日（木曜日）（１７時必着）

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の追加・差し替えは一切認めない。

（５）その他

企画提案書等の提出書類の作成・提出に係る費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。

8. 誓約書の提出等

（１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙２）を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

（２）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（３）前２項は、本企画競争に参加を希望する者が地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人の場合は適用しない。

9. 選定方法等

（１）選定方法

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。また、必要に応じて面接審査（プレゼンテーション、ヒアリング等）の実施や、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

（２）審査基準

別途定めた審査基準（別添）のとおり。

（３）選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨再委託先にも十分周知すること。

11. スケジュール

- (1) 公募開始：令和4年8月30日（火曜日）
- (2) 公募締切：令和4年9月22日（木曜日）
- (3) 審査：令和4年10月（予定）
- (4) 委託決定，契約締結：令和4年11月以降（変更もあり得ることに留意）
- (5) 契約期間：「3. 事業内容，事業実施期間，事業規模，委託先，採択予定件数」に記載の通り

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので，企画提案書作成に当たっては，事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお，再委託先がある場合は，この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 事業開始日は，契約予定者選定後，スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議，事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

12. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては，本事業委託要項，公募要領，スポーツ庁委託事業事務処理要領，委託契約書，ほか別に定める規定等を遵守すること。また，成果報告書等のほか，開催案内等対外的な発信をする際には，スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について，認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には，速やかにスポーツ庁へ届け出ること。
- (3) 採択事業及び採択件数は外部有識者で構成される技術審査委員会等が決定する。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果，契約予定者となった場合は，契約締結に当たって遅延なく以下の書類を提出いただく必要があるため，事前の準備を十分にしておくこと。

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表，旅費支給規程，見積書など）
- ・ 別紙（銀行口座情報）

（以上）

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

経費計上の留意事項等

- ① 本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。なお、計上できる経費は、契約期間内のものに限る。
- ② 本事業における経費については、他の経費と明確に区分し経理すること。
- ③ 設備備品費については、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものとする。また、資産価値を増大する改造（機能向上）については、当該委託事業で取得した物品についてのみ対象とする。
- ④ 人件費（社会保険料等を含む）については、雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を判断の上、計上すること。
受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規定等が存在する場合、すなわち、①当該単価規定等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合、同規定等に基づく受託単価による算出を認める場合があります。なお、いずれにもより難しい場合は、別途スポーツ庁と協議の上で回答する。
- ⑤ 諸謝金については、外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする。積算にあたっては、別紙に定める諸謝金基準単価を基準として使用すること。（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上すること。）なお、菓子折、金券の購入は認められない。
- ⑥ 旅費については、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律及び団体の旅費規程を準用した額とする。（移動費、宿泊費、日当等）
航空会社のマイレージポイント等、ポイントの類は取得しないこと。回数券プリペイドカード等の購入は対象外とする。
- ⑦ 諸謝金、旅費等については、その対象・内訳等が分かる書類を添付すること。その他の経費についても内訳が分かる見積書等の書類を添付すること。
- ⑧ 借損料については、会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと。）を対象とする。
- ⑨ 印刷製本費については、会議資料、報告書、その他事業実施に係る印刷物等の印刷製本又は複写（見積書・請求書等には印刷・製本仕様を記載のこと。）、記録用写真フィルムの現像及びプリントに要する経費とする。
- ⑩ 消耗品費については、各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。なお、ポイントの取得等による個人の特典は認められない。
- ⑪ 会議費については、会議を開催する場合のお茶、ミネラルウォーター、弁当代であり、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類などは対象としない。（団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知及議事要旨（録）を作成しない打合せ程度のもものは対象としない。）
- ⑫ 通信運搬費については、はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料とする。なお、切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。
- ⑬ 雑役務費については、会場設営、調査研究に係るデータ集計・入力等の役務（業者との契約により行うもの）の請負に対して支払うもの、対象経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は認められない。）とする。
- ⑭ 消費税相当額については、団体が課税事業者（納税義務者）で、不課税経費を計上している場合に、それに該当する消費税相当額のみ計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。（業者等に支払う消費税相当額については、当該経費区分に税込み額を計上すること。）
- ⑮ 一般管理費については、当該委託事業分として経費の算定が難しい光熱水量や電話料、FAX送受信料、複写機保守料、管理部門の人件費（管理的経費）等に係る経費であり、委託事業の直接経費（設備備品費、人件費、事業費）の10%の範囲内で、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率及び受託者の受託規定に定める一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算出する。
- ⑯ 再委託費については、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合に再委託を行う事業の経費を計上すること。経費については、上記区分に準じ計上すること。
また、子会社や関連会社へ再委託する場合は、利益控除等を行い透明性を確保すること。
- ⑰ 上記に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。
- ⑱ 再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

諸謝金基準単価表

委託事業の経費の積算にあたっては、以下で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となりうる単価がある場合には、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

※ 規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

※ 以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではない。

諸謝金基準単価

区 分	単 位	金 額（円）	備 考
会議出席謝金	日	14,000円	実働2時間以上
会議出席謝金	時間	7,000円	実働2時間未満 ※1
講演謝金	時間	11,510円	※1
実技・指導等謝金	時間	5,200円	※1
作業補助等労務謝金	時間	1,070円	会場整理など ※2
対談・座談会出席謝金	日	16,710円	実働2時間以上
対談・座談会出席謝金	時間	8,360円	実働2時間未満 ※1

※1 時間単価を適用する場合の支払い単位は1時間とし、端数については30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとすること。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

※2 実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。

例) 1時間15分勤務した場合 1.25時間の小数第2位を切り捨てし1.2時間として計算する。
よって 1.2(時間) × 1,070円 = 1,284円